

調達先行動指針

コンプライアンスとインテグリティ

株式会社 LIXIL およびその子会社（「当社グループ」）は全 LIXIL 構成員に対し、適用される全ての法令を遵守し、いかなる場合であっても倫理的に行動することを求めています。また、当社グループは、企業の社会的責任（CSR）に重きをおき事業活動を行っています。当社グループは、調達先の皆様に対しても同様に、適用される法令を遵守し、常に倫理的に行動いただくとともに、企業の社会的責任（CSR）に重きをおき事業活動を行うことを期待しています。当社グループ行動指針は、LIXIL 構成員の事業活動に関するルールを定めています。一方、本調達先行動指針（以下「本行動指針」）では、当社グループから調達先の皆様への要望を定めています。

* 本行動指針は、当社グループの調達先として最低限の要件を記載しています。なお、本行動指針は、調達先の皆様が従わなければならない、より厳しい条項や規制に優先したり、それらに代わるものではありません。

本行動指針は、人権と労働条件に関する主要な国際基準である、国連の世界人権宣言、国際労働機関（ILO）の諸条約（特に ILO 29 号、87 号、98 号、100 号、105 号、111 号、138 号、182 号条約）、2014 年 6 月 11 日制定第 29 号議定書、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約などに基づき作成されています。

誰が本行動指針を守らなければならないのでしょうか？

当社グループの調達先の皆様とその全役職員は、本行動指針を守らなければなりません。当社グループの調達先とは、当社グループ各社に対し、契約上の義務に従って製品やサービスを提供するあらゆる法人と個人をいいます。

本行動指針を遵守いただくために、当社グループは、調達先の皆様が自社でコンプライアンス・プログラムを構築していない場合、コンプライアンス・プログラムを構築することを期待します。コンプライアンス・プログラムには、適切な規程や手続を定めること、コンプライアンス担当者を配置すること、役員や従業員に対する研修を行うこと、懸念提起システム（内部通報システム）を構築することに加え、内部監査や調査を行うこと、是正措置をとることなどが含まれます。

さらに、当社グループは、調達先の皆様が自社の調達先や下請先に対して、本行動指針と同等の基準を遵守するように働きかけていただくことも期待します。

調達先の皆様が取引関係の一部として第三者（例えば、次の段階の調達先や下請け業者）を関与させる場合、当社グループは、その第三者も本行動指針に定められた基本原則に従って活動することを期待します。

本行動指針を遵守していることの確認

調達先の皆様には、当社グループ各社との取引開始時や契約更新時に、本行動指針の定める水準を満たしていることを確認していただきます。また、調達先の皆様は、当社グループ各社と取引関係がある間は本行動指針を遵守し続け、当社グループが要求した場合には、本行動指針を遵守していることを表明してください。

本行動指針の違反

調達先の皆様が本行動指針に違反した場合には、取引の終了を含め、調達先の皆様と当社グループとの取引関係が不安定になることがあります。

調達先の皆様は、適用されるあらゆる法令を遵守してください。下記に限られるものではありませんが、特に以下の事項を遵守してください。

人権

調達先の皆様は、従業員の人権を尊重してください。

雇用差別禁止

調達先の皆様は、人種、肌の色、宗教、国籍または民族的出自、先祖、年齢、障害、性別、妊娠、婚姻関係、性的指向、性自認または性表現、政治的または個人的信条、組合員の資格といった属性等を理由に、従業員を差別してはなりません。

ハラスメントの禁止

調達先の皆様は、あらゆる形態の差別やハラスメント、いじめ、攻撃的・非礼な行動のない職場環境を提供してください。

- 環境汚染による生活基盤の破壊

調達先の皆様は、以下のような有害な土壌変化、水質汚染、大気汚染、有害な騒音の発生または過剰な水の消費を引き起こしてはなりません。

- ・ 食料、あるいは安全で清潔な飲料水について、その自然環境における基盤や、それらへのアクセスを著しく損なう。
- ・ 衛生施設にアクセスすることを困難にしたり、それらを破壊したりする。又は
- ・ 人の健康を害する。

- 土地の権利の不法な立ち退き

調達先の皆様は、その利用が人の生活の保障に資する土地、森林及び水域から人を不法に立ち退かせたり、土地、森林及び水域を不法に取得したりしてはなりません。

- 治安部隊の雇用又は使用による人権侵害

調達先の皆様は、次の場合には、その活動の保護のために民間又は公安の軍隊を雇用し、又は使用してはなりません。

- ・ 拷問、及び残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱いの禁止への違反。

- ・ 生命若しくは身体に損害を与える。又は
- ・ 団結権及び結社の自由を損なう。

労働基準

調達先の皆様は、事業活動を行う国や地域の労働法や、国際労働機関（ILO）が定める水準などの国際的な労働基準を遵守してください。ただし、国際的に認められた水準と各国や各地域の法令の間に差異がある場合には、より高い水準を遵守してください。

強制労働の禁止

調達先の皆様は、強制労働や債務を理由とした拘束を含む労働者を拘束した労働、年季奉公労働や囚人労働、奴隷や人身売買を利用した労働を行わないでください。

児童労働の禁止や未成年労働者の保護

調達先の皆様は、いかなる製造段階やサービスの提供過程においても、児童を雇わないでください。「児童」とは、15歳、義務教育課程年齢、または、その国の法定最低労働年齢のいずれかのうち、最も高い年齢に満たない者をいいます。また、社員の健康、安全または倫理観に対し、有害な影響を与えうる業務に18歳未満の者を従事させないでください。

労働時間および賃金

調達先の皆様は、法定の上限労働時間を超えて、自社の従業員を労働させず、また、現地の法定基準を満たす賃金を支払ってください。

十分な生活資金

調達先の皆様は、労働者に支払う報酬（最低賃金、超過勤務手当その他法律上必要とされる手当又は賃金からの控除を含む）に関して適用されるすべての法令を遵守しなければなりません。調達先の皆様はまた、労働者に賃金を支払う際に、日常生活に必要な物品の購入を可能とするために必要な賃金の水準（「生活賃金」）を考慮する必要があります。

団結権

調達先の皆様は、自社の従業員の団結権を保障し、団体交渉権の行使を容認してください。調達先の従業員の皆様には、法律で認められている範囲で、雇用促進・保護に関する団体を自由に結成し参加する権利があります。

安全・衛生

調達先の皆様は、従業員の健康と安全を保護するために、労働安全衛生の適用される法的要件に準拠して、従業員のために健康で安全な職場を提供しなければなりません。調達先の皆様は、国際的に認められた基準に従い、安全上の欠陥の特定と是正に積極的に取り組み、健康と安全を確保し保護するために職場環境を継続的に改善しなければなりません。

環境

調達先の皆様は、環境保護に関する現地および国際的な法令、規制および指針を遵守してください。また、事業活動による環境への負荷を軽減するために、地球環境保全に貢献するための措置を講じてください。こうした取り組みには、環境に配慮した事業活動を実現することや環境に配慮した製品を開発することなどが含まれます。当社グループは、調達先の皆様が製造時に適用される法律、特に以下のような有害物質規制を遵守することを期待しています。

- ・ 水俣条約における水銀のリスク。
- ・ ストックホルム条約における残留性有機汚染物質のリスク。又は
- ・ バーゼル条約における有害廃棄物の、国境を越えた移動及びその処分に関するリスク。

公正な事業活動

調達先の皆様は、事業を行うにあたり、常に法令を遵守し、公正で倫理的かつ責任感のある行動をとってください。

汚職の禁止

調達先の皆様は、事業活動に適用される腐敗防止に関する法令を遵守してください。当社グループの調達先として関わる取引や当社グループを巻き込むその他の取引との関係において不当な利益を得るために、第三者やその従業員に対して、直接・間接問わず、利益を提供してはなりません。キックバックやファシリテーション・ペイメントも許されません。また、LIXIL 構成員に対し、公正さを疑わせる利益提供（贈答品や接待を含みます）を申し出ないでください。

* ファシリテーション・ペイメントとは、公務員として当然に期待されている業務を実施してもらったり、手続を早めてもらうために、公務員に対して金品を提供することを指します。たとえば、税関の担当官に、本来公務員として行うことが予定されている輸入商品の税関手続を実施してもらうために金品を支払うことは、ファシリテーション・ペイメントに該当します。

利益相反

調達先の皆様は、個人の人間関係が LIXIL 構成員の経営判断に影響を与えることのないようにしてください。調達先やその従業員の皆様が、LIXIL 構成員の親族であったり、LIXIL 構成員との間で利益相反の可能性のある何らかの関係を持っている場合には、当社グループに対し、自発的かつすみやかに当該事実を開示したり、関係のある LIXIL 構成員に対して自発的かつすみやかな開示を促してください。

公正な競争

調達先の皆様は、適用される独占禁止法や競争法などの法令を遵守するとともに、公正な競争を阻害する活動には決して関与しないでください。特に、当社グループと競合関係にある他社と当社グループ間での競争を阻害しているとみなされる行動には関与しないでください。

国際的な取引規制

調達先の皆様は、制裁を受けた国や地域の政府またはそれらの政府が所有または支配している者、当該政府に代わって活動している者、制裁対象国もしくは地域に設立され、あるいは制裁対象国や地域で事業を行う法人およびそのような国に所在しまたは居住している個人（場合によっては、そのような国の国民）であってはなりません。また、制裁対象である個人や法人によって設立・支配されているとはならず、当社グループと関係のある取引

に関して制裁を受けた個人や法人と取引を行ってはなりません。

反社会的な勢力との接触・取引の禁止

調達先の皆様は、反社会的な活動に関わったり、反社会的勢力に一切関係をもってはなりません。

適正な会計処理・報告

当社グループは調達先の皆様に対し、すべての支出を含め、当社グループとの取引に関して、当社グループからの要求があった場合には開示ができる形式で正確な記録を行うことを期待します。

情報・財産の保護

個人情報

調達先の皆様は、事業を行う国や地域の個人情報に関する法令を遵守してください。特に、事前に了解を得たうえで個人情報を取得・使用し、個人情報の不適切な取得・利用・移転・開示・漏洩が起きないようにしてください。

知的財産

調達先の皆様は、知的財産に関する権原を有する者の許可なく他者の知的財産を使用してはなりません。知的財産には、特許、意匠、著作権、営業秘密、ノウハウ、商標などが含まれます。

当社グループ資産

調達先の皆様は、当社グループの資産が提供された場合には、正当な業務目的でのみ使用しなければなりません。さらに、当社グループに関する機密情報を守り、いかなる場合であっても当社グループの承認なく、そうした機密情報を他者に提供してはなりません。

違反の結果

本行動指針に違反した場合、調達先の皆様はその違反について当社グループに報告しなければなりません。調達先の皆様が本行動指針に定められた基本原則を遵守しない場合、当社グループは、通知をすることで調達先の皆様との取引関係を終了することができます。

違反の報告

当社グループは、法的・倫理的に健全な価値観を持ち、行動することを約束します。当社グループは、調達先の皆様にもこれを期待しています。本行動指針の違反を知り、または気付いた場合は、お住まいの地域の LIXIL コンプライアンスリーダーまたは当社グループの懸念提起システム「Speak Up!」 <https://lixil.ethicspoint.com> に報告することができます。(匿名の報告も受け付けます。)

LIXIL
Link to Good Living